

第32回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成27年2月17日（火）午後3時00分

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

別紙第1のとおり

4 議事等

- (1) 今回のテーマ（裁判所職員（裁判所書記官）の育成について）に関する意見交換

別紙第2のとおり

- (2) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第3のとおり

- (3) 次回期日

6月23日（火）午後3時30分

(別紙第1)

出席者

委員	赤	井	直	泰
同	一	坪	雅	代
同	伊	東	俊	明
同	上	岡	美保	子
同	北	澤	純	一
同	齊	木	敏	文
同	坂	本	拓	巳
同	中	野		惇
同	南	條	雅	彦
同	樋	口	正	行
同	久	松	朋	史
同	宮	崎	隆	博
同	宮	本	英	子

(五十音順)

(別紙第2)

《裁判所職員（裁判所書記官）の育成について》

委員長

それでは、今回の司会進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします
ます。

まず、裁判所書記官という言葉ですね。耳にしたことがある方もいらっしゃると思
いますけれども、ほとんど何をやってるか御存じない方が多いと思いますので、
まず皆さんの程度裁判所書記官について知っているというか、あるいはイメージ
があるかということをお伺いできたらと思います。

A委員

裁判所の裁判官とか、そういった専門の職務の下支えをされる事務的なお仕事を
されてるというイメージです。裁判所には余り来ないんですけども、何回か事務
の方とお話ししたことがあるんですけども、かなり専門的な知識をお持ちじゃな
いと務まらない仕事じゃないかなと思っております。

B委員

私も委員会の書記のようなことをするのかなぐらいしか思っておりません。今日
は勉強したいと思います。

C委員

私は書記官というのは言葉は聞いたことがありますが、裁判所の中でどういう位
置付けでどういう仕事をされてる人かというのは本当に知識を持っておりません。

それで、裁判所への就職は今非常に学生に人気があるようですが、新卒の人でな
いといけないとしたら大学には広報はもちろんされてるんでしょうが、一般にやっ
ぱり広報とかいうことで余り目に触れることもない。それと仕事の内容を考えてま

すと大分専門性があるというふうに聞いていますが、裁判所職員採用案内パンフレットを読んでますと大前提として法律の知識は必要と思われると言われる方と、それから全く例えば法科を出てるとかなんとかでなくて、そういう知識は入ってから研修で受けられると言う方もおられるし、どの程度の、どういうんですか、大学で勉強してればこういうところにアプライできるか、試験が受けられるのかなということちょっと思いました。

裁判官に求められる人材像というようなときに専門性なのかジェネラルなものが要るのか、そういうことも議題に出ましたけれど、どの程度の専門性を持った人がなられているのかということ、そういうことを含めて今日いろいろ勉強して帰りたいと思います。

D委員

私も余りふだん接するという機会が少ないんですけど、簡易裁判所で過去に売掛金の訴訟をしたときに、いろいろと親切丁寧に訴状の書き方とかいろいろ説明を受けたことがあります。

印象としては皆さんがおっしゃっているように専門的な法律の知識が必要であると同時に、いわば一般の方と窓口の一番前面で接しているということで知識と同時にある程度かなりコミュニケーション能力が求められる役割かなというふうに思っています。我々にとっては一番接している、一番接しやすいといえますか、そういう立場の方だという印象です。

E委員

私の印象は裁判を円滑に運営する、そのための補佐役というイメージを持ってます。それで、実際に裁判を傍聴したりしているとお見掛けはするんですけども、法廷外でどういう仕事をしているかということについては具体的な印象は全く持っておりませんので、その辺のところを今日いろいろと知って帰りたいなと思っています。

ます。

F 委員

私も仕事柄裁判所に来ることはちょこちょこあるんですけど、余り書記官の方とお話しすることは少ないなと感じています。結構学生の方にとっては人気の職業というか、試験もあってかなり狭き門だというお話も聞いてますので、具体的にどのようなことをされてるのかというのを是非知りたいと思います。

G 委員

私も裁判官の下で働く方だというぐらいしか分かりません。今日は勉強させていただきますが、議題についてちょっと私たちには難しいのかなと思っております。

委員長

書記官というと確かに何か書いているだけなのか、それとも事務官とはどういう違いがあるのかとか、専門性があると、裁判官の補佐役といったときに裁判官とじゃあどのような違いがあるのかと、いろいろ分からないことが多いところがございます。

私も大学で講義をしているときに学生から書記官というのは一体何なんですかと問われたときに一言で説明することはなかなか難しいところがありますので、私自身も勉強させていただけたらと存じます。それでは、説明のほうをよろしく願いいたします。

【裁判所からの説明】

事務局長

資料に基づき説明

【意見交換】

委員長

それでは、今頂いた御説明についての御質問でも、あるいは御意見でも何でも結構ですので、自由に御意見、御質問を頂けたらと思います。どなたからでもどのような観点からでも構いませんので、よろしくお願いいたします。

まず書記官の職務内容について最初にかなり詳しく御説明いただいたんですけども、裁判所書記官の仕事の内容につきましては皆さん何か合点がいったとかあるいは質問とかがあったら、まずはその点から何かありますか。

では、私のほうから細かい話なんですけど、少しだけ御質問させていただけたらと思います。裁判所書記官は、まず事務官になってから書記官の養成課程入所試験という試験として受けて研修を経てなるということを御説明されたんですけども、事務官の方はその試験を受けるためには何か資格とかが、あるいは何か何年か勤めなきゃいけないとか、あるいは入所試験は何回しか受けられないとかそのような制限があるのかどうかを少し教えていただけたらと思います。

事務局長

事務官が書記官になるためにはもちろん出身の学部にもよるんですけども、基本的には受験資格としましては、在職期間と、あとは法学部、あるいは法学部に準ずるような学部の卒業生とそれ以外とで若干異なりますけれども、受験制限等はありませんので、基本的には、例えば法学部卒の方が裁判所に入るとなりますと、その年から受験はできます。高校卒だったりしますと、若干在職期間の受験資格があるので何年か勤められてからということになる場合があります。

委員長

入所試験に不合格だった方は何回でもチャレンジできるのでしょうか。

事務局長

何回でもチャレンジできます。実情としましては、書記官になるためのハードルは高いのですが、裁判所としてもできるだけ意欲と能力のある方には書記官として頑張ってもらいたいということで、勉強会と称しまして若い裁判官の方々に、これは仕事ではないのですが任意の勉強会をしていただき、答案の添削でありますとかあるいは基本書の読み方でありますとか、そういったことをしてもらい、何とか何年かかけて合格に至る方が出てきているというのが実情です。

委員長

書記官になること自体もかなり専門性を有するようなことだと思います。書記官になったとしても、その後御説明いただいたようにいろんな形で研修をずっとしていくということだと思います。

A委員のほうから何か今御説明を受けて質問や御意見をよろしくお願いいたします。

A委員

たしかに試験が何回もあって難しい、大変だなと思うんですけども、資料で裁判所書記官としての人材像というのが書かれていて、高い倫理観とか専門性が書かれてるんですけども、これはその職員の能力的に求められていた像だと思うんですけども、職員自体の基本の姿勢というんですかね、そういったものはどういうことをされてるのかなというのが一つあります。

岡山県の職員でありますと、岡山県の人材育成基本方針というのがありまして、職員の姿勢としてこれまでは法令の適正な解釈とか運用とかっていうのを求められたんですけども、時代が変わってきてチャレンジ精神を持つような職員とかコスト感覚を持つ職員とか、あるいはスピード感覚であったりサービス感覚、こういった感覚を求められるということで、そういった姿勢を重視して、それに向けていろ

んな研修をやっているんですけども、裁判所の書記官の育成の面でこういった姿勢として求められているのかなというのをお聞きしたいところですね。

事務局長

実は書記官の場合も岡山県の職員の人材育成基本方針とそう変わっておりませんので、職員の基本姿勢といたしましては、特に最近と言ったほうがよろしいんでしょうけれども、自分で基本から考え抜くということがまず根底にあります。それ以外にコスト意識、それから書記官は職人肌が今まで長かったんですけど、やはりなるべく短い時間に効率よく仕事をし、一日24時間の中で仕事だけということではなく、仕事以外のいわゆるプライベートも含めた人間としての豊かさみたいなところも考えます。コスト感覚、コスト意識というところは裁判所も書記官に対しても求めておりますし、チャレンジ精神というのとはとにかく自己研さん、自己啓発の重要性ということをよく言っております。

ややもすると書記官になるまでが大変なものですから、なつてからついつい勉強を怠ることがありがちかもしれませんが、書記官を務めるためには日々研さんする意識がないと務まらないという意味では、チャレンジということに通じるかどうか分かりませんが、自己研さん、自己啓発意識といったところは強調して言っておりますし、さらには書記官は国家公務員ですから、常に国民全体の奉仕者ということが国家公務員法にうたわれておりますとおり、裁判所というものが求められる立ち位置といたしますか、例えば公平性でありますとか、常に行政と違いまして私どもは相対立する当事者がいるという意識を必ず書記官には持たせるようにしております。

例えば、当事者の方々、国民の方々、市民の方と接するとき、その方々が何かを申し立てたいという場合には、相手方が必ずおります。その場合に相手方との関係でここまで裁判所として共助して深く支援するような姿勢を示してよいのかといったところで、裁判所は飽くまで公平性といった観点で手続は説明はできるけれど

も、法律相談はしないんだといったところに代表されますとおり、少し公平性、つまり常に疑いを対立当事者から持たれないということを気を付けたりしております。

委員長

お話を聞いていて、要は書記官というのは裁判はできないですけど、かなり裁判官に近い形のお仕事をされていて公平性ということが非常に重要になってくるということだと思います。

途中でも御説明がありましたとおり書記と、書き記すということで調書を作成ということのどちらかという事務的な側面が強調というか印象として深いようですねけれども、実は非常に公平性が要求される官職であるということだと思います。A委員から何か今の御説明で追加で何か質問等がありますが

A委員

やはりこういう専門的な官職なので、公平性というのは非常に大事だろうと思います。我々のところでも、市民の方の相談は受けるんですけども、やっぱり業者を一方向的に悪者扱いするわけにはいかず、やっぱり公平性というのを考えてます。当然両者の意見をよく聞くというような姿勢が重要だろうと思います。それは共通するところだろうと思います。

委員長

ほかの委員からも何か意見、質問等があったらよろしく願いいたします。

B委員

書記官というのはいろいろ裁判所も大きいところとか小さいところもあるんですけど、ここは何人ぐらいいらっしゃるんですか。

事務局長

1月現在で分かる数字で申し上げます。111人というのが岡山地裁の書記官の数ということになります。ちなみに、全国的には約9,700人強が書記官という官職で裁判所にいると承知しております。

委員長

111人ですか。窓口で対応されてる職員の方も皆さん書記官という理解でよろしいのでしょうか。

事務局長

実は書記官のもとで働いている事務官という立場も窓口にはおります。責任を持って対応をするということになりますと、書記官ということになるかと思えます。

委員長

それは何か書記官ですというような職員証みたいなのでは分からないものですか。

事務局長

そうですね。

委員長

ほかには何かありませんか。

C委員

名前のおりいえば本当に何かを記録する人かなぐらいの漠然とした認識でしたけれど、今日お話を伺ったら裁判というのはある日のことですが、それ以前のところから随分裁判に裁判官と一緒に関わってこられてる人で、やっぱり普通の仕

事とは違って高い使命感とか倫理観とか、さっき言われた公平とか中立性とか，そういうものが要求される仕事だなというのがよく分かりました。

一つ，ちょっと不思議に思うのが事務官にまずなって，それから試験を受けて書記官になりますね。そしたら，最初に入ったときはみんな事務官で，その中から試験に受かった人たちが2階建ての2階に行くというイメージなのか，それとも入る時にある程度書記官を目指す人，それから私はもう目指さないという人たち，最初のところでもう2階建てができてるのか，知りたいと思います。

事務局長

個人的な感覚的なものが多分に含まれるということを御容赦いただきお話しさせていただきたいと思いますが，一般的な傾向といたしますと裁判所の事務官の受験をしようと思っておられる学生の大部分は書記官になることを考えている人というのが第一印象でございます。

そういう意味では2段階に見えますけれども，まず第一の登竜門を越えて，その先に養成課程の試験があるということでありまして，別系統の人というよりは関門が二つあるということぐらいで同じような層から来ていると。ただ，二つに分けて，裁判所に入るときにじゃあ書記官の採用試験をつくれればいいかといいますと，実は裁判所では裁判所に入ってから勉強する人たちを大切にしております，例えば高校を卒業して裁判所に入った人の場合には，入るときに書記官の試験に受かるわけでもないんですけれども，先ほど言いました裁判官の勉強会とかの中で，結構一生懸命勉強して書記官になっていかれる方もいるんですね。そういう方にも書記官になる道を広げたいという思いもあつてのことだと個人的には思っております。

C委員

それから，女性の登用に向けた育成，政策の充実について取り組んでおられるとのことですが，これはアベノミクスの3番目の矢として女性の活用が言われており，

教育界も社会の一般の企業もどこも同じですが、裁判所は裁判所特有のいろいろ課題があると思います。

それで、今日はキャリアアップの道を考えるというようなお話でしたが、やっぱり働き続けられる環境の整理ということと、これは女性ですから結婚をして、子育てをして、あるいはそのときにどういうところで転勤があるかとか、そういうところの問題をどうクリアしてずっと働き続けられるようになるのかということと、それからキャリアアップをめざす女性職員を育成していくというのはこれは別の問題なので、やっぱり二本立てで考えられるほうがいいと思います。

今どういう取り組みをされてるのか分かりませんが、岡山で女性が39パーセントもいらっしゃると言われるんなら、まず女性の意識、女性の抱えてる問題、そういうものを女性を中心とし、そこにも男性職員も参加し、もちろん裁判所も入り、みんなで今の課題を把握して、障害となっていることがあるならどういうふうに裁判所が変わっていかなくちゃいけないかということをしていただきたいと思います。

ロールモデルがないというのもどこの社会も同じで、やっぱりキャリアアップを目指す人が自分がロールモデルになるぐらいの気持ちであれば、別にこれも必要ではないと思います。よそを見ても、ほかの人を見てもロールモデルはいるんですね、別に裁判所の中でなくても。ですから、そういうところも合わせてこれからの取り組みとして私は裁判所がどう動いていくかというのは大変期待をします。

委員長

現状の何か女性職員の雇用、活用に向けた育成策を先ほどの説明に加えることがありましたらよろしく願いいたします。

事務局長

今のは非常に貴重な御意見として承りました。今裁判所として行っておりますものの一例としましては平成24年7月からキャリアアドバイザーというものを、こ

これは中国5県での取り組みなんですけれども、何か悩みがあったりキャリア形成で不安を抱えたときに気軽に相談できるアドバイザーというのを中国5県で今現在10名ほどの女性管理職員を任命しております、その方々に対してこれはメールなので相談ができるような取り組みを、始めております。まだその取り組みの効果をどれだけ上がったかということをごちゃで検証できるまでにはなってはおりませんが、こういった取組についてはさらにより充実させていく方向で取り組みたいとは思っております。

そのほか先ほどおっしゃられた関係では、若手の30代前半までの女性の方々を集めた研修というのを女性職員セミナーという名称で実施いたしました。その中でどういうところがあい路になっているのか、あるいは女性の若手の方々はどんな思いでいるのかということをご座談会形式でお聞かせいただき、私どもが今後考えていくことの参考として拝聴するといった取組もいたしました。

委員長

ほかには何か御意見、要望を含めてありましたらよろしくお願いたします。

D委員

岡山地裁は書記官の方が思ったよりかなり数が多いなというちょっとびっくりしたんですけど、これだけの人数で運営していくということになると、どこの団体、会社でも悩みが多いというところはやっぱり人事制度、人事評価という部分だと思うんですけど、もちろん上司の方が評価するというのが基本だと思うんですけど、お話の中で裁判官とチームを組んで、そちらで過ごす時間が多いとお聞きしたので、そういう評価について裁判官の方が関与されることがあるのかどうか、そういった評価制度についてちょっと内容をお聞かせいただければありがたいなと。

事務局長

書記官の人事評価の関係につきましては、実は人材育成のための人事評価というものと給与とか人事に反映するための人事評価というものと今2本立ての評価を組み立てておまして、そのうちの人材育成のための人事評価というものには裁判官の中でも裁判官を束ねる立場の方に総括裁判官に御意見を書いていただく欄を設けておまして、それでも裁判官のサイドでも当該書記官の育成についての思いでありますとか要望でありますとか、お気づきの点とかを自由に書いていただいて、それを参考にさせていただいております。一方で給与等に反映させるほうにつきましては、事実上お聞きすることはあるんですけども、人事評価の枠組みの中では裁判官が絡まない形で実際にはさっきの人事管理を行う主任書記官という者がおりまして、その上に次席書記官、首席書記官という職制を組んでるんですけども、その書記官の職制のラインで実は評価を1次、2次、最終と3段階の段階を経て評価をいたしております。そういう意味では一部分に裁判官が関与して、一部分は関与していないというのが実情です。

委員長

書記官の評価の在り方なんですけれども、優秀な書記官の基準というのがどの辺りに視点が求められるんでしょうか。

事務局長

優秀かどうかの評価の視点を幾つか設けておりますけれども、例えば書記官の仕事というものは、何ととっても正確な事務処理が要求されます。それと共に当然裁判には期限がございますので、書記官はその期限を意識し、それより前に段取りよい仕事をするという仕事のスピード感といいますか、私どもは迅速性ということで考えておりますけども、そういった正確性、正確な事務処理、それからスピード感を持った事務処理、迅速性と、これはまずポイントになります。

あとは優秀かどうかは仕事一つ一つにどこまで考えているかという、仕事の出来

栄えといいますか、普通の人ですと決められたこととか訴訟法とか規則に書いてある、通達に書いてあるレベルで仕事をしてるんですけども、優秀になってくるとなぜそういうふうな規定が置かれているのかという立法趣旨でありますとか、なぜこの通達がこんなふうに内部で縛っているのかという通達の制定趣旨でありますとか、そこまで理解を深めて事務処理をします。ここまでするとかなり優秀ということで、仕事の出来栄えをどこまで考え抜いているかということを見たりいたしております。

委員長

考える書記官とかというフレーズが途中で出てきたと思うんですけども、自分の頭で考えているかどうかということが非常に重要になってくるということなようでございます。

ほかに何か、E委員のほうから何か質問とか要望とかございませんか。

E委員

今まさに出た自分で考える書記官というそのの部分なんですけれども、私も最近よくそれを思うことがありまして、私の会社でもこれは世代的なものなのかなというふうにも思ったりするんですが、自分で深く考えるということをする人が少なくなってきたんじゃないかなという印象を持っておりまして、特に若い20代半ばから30前ぐらいの社員ですけれども、取りあえず簡単に言うと安易であると。

自分で考える前にまず先輩に聞くとか、先輩に頼るとか、私どもの仕事でしたら自分の足で稼ぐという言い方をするんですけども、その前にもう安易にネットに頼るとか、深く考えることをしないという者が何か最近我が社では増えているんじゃないかなというふうにちょっと思ってます、それを何とかしないといけないなとか、部会なんかを開いたときにそういったことに直接的に言及することはないんですけども、君、それは考えて言ってる話とかいうようなことはよく言うんです

けれども、自分で考える書記官という話が出てきたものですから、ちょっと私もそこは考えさせられるものがあつたなという感想を持ちました。

委員長

最近の若手の書記官は考えてない書記官が多いんでしょうか、それともよく考える書記官が多いんでしょうか。

事務局長

非常に素養は高いというのが私が30年前に書記官になったときよりは思いますけれども、ただE委員がおっしゃられるように簡単に正解を求めたがる志向という部分がありまして、本当は深く悩んだ末に出た結論のほうが重要だったりすることがあるのかと思うんですけれども、いろいろ調べる間もなく一つの回答めいたものに飛び付いてしまっている部分は事実あるかもしれません。

委員長

私も日々学生に接していると、最近たしかにE委員がおっしゃるように余り考えない学生が、安易な学生が多いかと思しますので、私自身が学生を指導するのも少し考えなきゃいけないなという感想を持ちました。ほかにF委員のほうから感想、要望とかありますか。

F委員

次の世代に向けてサブリーダーの育成ということを言われてたんですけど、これは大体今の書記官の方っていうのはどういう年代の方が多かったりとか、これからのサブリーダーという方の年代っていうのは、今出た自分で考えるサブリーダーをつくっていくというのはどの辺の世代のことの方を言われてるのかなというのが一つと、女性がだんだん増えていってるんだと思うんですけれども、逆に男性が増え

ないのは何でなのかなというのが少し疑問に思ったんです。

事務局長

まず、岡山地裁の書記官の年齢層を大括りにしたときのざっとした割合なんですけれども、まず年代の上のほうからいくと50代以上というのは岡山地裁の書記官の中では約24パーセントぐらいおります。実際そこより下、40代、30代といったところを合わせますと7割ぐらいです。ちなみにそのうち40代が大体約39パーセント。30代が約32パーセントということで、実は30代、40代が非常に層としては大きくて、その下20代というのは約5パーセントぐらいということで、私どもがサブリーダーと申しますときには、どちらかというリーダーというのが管理職というイメージでおりまして、リーダーになっていただくのは40代で、まず登竜門に入っていたきたいと思っております、そういう意味ではサブリーダーとして役割を発揮してもらうのは30代の後半から40代過ぎた頃あたりの、40代前半ぐらいまでの層を主なターゲットといたしますか、年代として考えています。

このあたりが一番層が大きいものですから、ここの層にそういう方々がうまく成長していただけるかどうかはこれからの岡山の裁判所の10年後を考えたときに大きいかなというところなんです。

それから、もう一つのF委員の御質問、男性が増えないのはなぜかと。これは非常にこちらもよく分からない部分があるんですけど、印象だけ申し上げますと実は入ってきた職員を見ますと、女性の方のほうで圧倒的に知識は豊富です。男性で入ってきたものは人間としては非常に伸びしろがある職員ですけれども、勉強が足りないという印象が非常に強くございまして、そういう意味では女性のほうがしっかり勉強してるというのが第一の実感というところでしょうか。裁判所は何せやっぱり法律科目も多くありますので、安直な勉強では実は入ってこれない職場なのです。したがって、しっかり勉強した方のほうが女性が多いがためにこういう結果かなと

というのが、印象、感想です。

委員長

G委員から何か要望とか御質問とかありましたらお願いいたします。

G委員

要望というんじゃないんですけれども、今の考えろということですが、今日も午前中研修があったんですが、やはり若い主任官の方はテーマは1年間で4回あるんですが、テーマは岡山県全体で決められております、について各地区、分区によって開催月は違いますが、今の話にあるようにお若い主任官さんなんかだと、今考えるということがなくて、保護司に考えさせるのではなくて早く正しい答えを出してしまうというようなことが多々あるなど今思っておりました。何かこれも私も含めて観察者も含めて検討課題だなど思いました。

委員長

書記官の研修の在り方の実質的な内容にもつながるところかと思います。岡山地裁の自庁研修の内容なのですが、考える書記官ということが理想だとしますとそれに向けた研修内容ということになるんですね。

そうすると、過誤防止研修という過誤というのは何が書記官にとっては過誤に当たるんでしょうか。

事務局長

この過誤防止研修といいますのは実際どんなことをやったかと言いますと、JR西日本に安全研究所というのがありまして、JRでは安全確保のために、いろいろなヒューマンエラーがなるべく生じないようにする取り組みをされているということで、そこの方から基調講演をいただいて、それを踏まえて実は裁判所の書記官も

国民の権利義務という意味では裁判官ほどではないにしても誤りが許されない、あつてはならない職種、仕事ですから、なるべくヒューマンエラーが生じる部分があるとしてもそれを軽減できるような取り組みをどうやって組織的にやっていくのかと、こういったことをテーマに実は班別で討議をさせて発表させたというのが研修の実情です。そういう意味ではあつてはならないと言いながらやっぱり人間なのでエラーが生じる。そのエラーをどうして、ゼロにはできないにしてもどういうことで少し減らしていけるのかということを中心に議論をしたということです。

委員長

書記官の権限が増えれば増えるほど責任も重くなるということで、考えるということは重要なんでしょうけど、考えた結果どうしても間違いが出てきてしまうので、それを防ぐための研修というか、危機管理研修も同じようなというか。

事務局長

こちらはどちらかというと言書記官の仕事の範囲が広がっている反面、裁判所を訪れられる方も多種多様でございまして、ときには感情を急に害されて裁判所の職員だけでなく利用されている別の方に被害を及ぼすという例も全国的には実は発生してるという報告を受けておりまして、裁判所には、例えば職員が3人しかいない小さな裁判所があり、岡山県内にもあります。

そのような小規模な裁判所でそういうことがもし起こったときに慌てないで対処していかないといけない場面なんですけれども、きちんと連絡体制ができるかどうか、あるいは110番ができるかとか、そういうふうな連絡態勢を確立するために、ロールプレイを少し使って行った研修でございまして。そういう意味では、他とは少し趣旨等が違うかもしれません。

委員長

分かりました。法曹関係の委員の方から、特に弁護士の委員などは書記官に接する機会が多いと思いますので、書記官の育成を通して何か御意見が頂けたらと思います。H委員から何か御意見がありますか。

H委員

書記官の方の中で先ほど出たんですけど最近女性が多いという、私もあるところでそういう採用なんかにも関与してるんですけど、やっぱり最近入試をする、入試といますかテストをすると圧倒的に女性のほうが成績がいいですね。合格する人も多いんです。そういうふうな形で女性登用ということで今いろいろ言われてるんですけどね。

これから先、現在の若い人たちというのは女性のほうが多いというのははっきりしてるんですよ。その人たちをこれから登用していくということなんですけど、例えば書記官の方、事務官も含めてなんですけど、裁判所で昇進をしていくというときに何らかの試験があるのかどうなのか、それから試験があるとすると、じゃあそんな試験を受けてまで管理職になる、しんどいからもう管理職なんていいやということで試験を受けない。管理職を拒否といたしますかね。私は管理職でもここまでぐらいならいいけど、例えば部長クラスになると大変だからいいよというふうな形で出てくることがないのか。

それとの裏返しになると思うんですけど、育児だとか子育て、当然育休の問題も出てくるんですけど、そういったことについて裁判所というのはどの程度育休を取られるのか。特に産休といたしますか、女性のほうじゃなくて夫婦で形を変えやられてる場合に女性のほうが専門に子育てをやるんじゃないかって、男性のほうでどれぐらい育休を取ってやってるのかとかね。そのあたりを職場でどの程度配慮できるのか、そういったことをどういうふうにお考えになってるのかをちょっとお伺いしたいかなと思います。

事務局長

まず裁判所におきましては管理職員になるためには裁判所の中で管理職選考試験といういわゆる選考試験を課しております。主に管理職になったときの管理監督の仕事の中身についてどの程度の理解があつて、それを責任を持って担う意識、意欲があるかといったようなことを試す試験なんですけれども。

実はそこまで試験を受けてまで管理職にならなくてもいいやという層が一定数いることは事実です。優秀な方でも、書記官として、書記官もかなり困難な仕事なものですからそれ相応の国家公務員の給料を頂戴しております。その生活に満足している中で逆に責任が重く、しかも人事異動の範囲が広がるものですから、広域異動があり得るんだつたらもういいやと言われる方も現に一定数おります。

そういったところでこちらが考えておりますのは、育児とか子育て、あるいは年齢が上がってきますと親御さんの介護ということで介護の負担とのバランスをどうとるかということ悩んでる方もいらっしゃるんですが、そういうふうな事情をお聞きしながら、例えば介護や育児と両立させながら管理職になれるような配置を試してみるとか、あるいは子育ての時期が一段落するまではその方々と会話をしながら少し当局としてもそこまで待った上で、時期が来たら手を挙げて選考を受けて通っていただいて管理職になっていただくといった形を工夫しながら、個別の事情になるべく配慮した形で人事を進めております。その中で、例えば、一段落するまで待って、例えば子育てでありますと下の子供さんが中学校に入ると意外に少し手が軽くなるというか、配偶者と共に担っていくということで賄えるということで手を挙げていただくっていう方も最近岡山でも何人か出てきておりますので、そういう取組はあるのかなと思っております。

それから、管理職でもトップとか、あるいは裁判所の場合のトップクラスは部長級の首席書記官というぐらいになると思いますけれども、そこまではいいやというふうに内心思ってる方も実はいるのではないかと思いますけれども、そのあたりは励ましながらということになります。実は退職するまでに介護でありましたり、子

育てでありましたり、そこが個々人で波があります。その波が大きいときにはなるべく責任を軽い状態にしてそれが波が小さくなって責任が軽くなったところで仕事の責任を負っていただくということで、本来であればトップまで行けるにもかかわらずナンバー2ぐらいで退職を迎えられる方も実際にはおられるんですけども、そういう形で会話をしながら現実的な模索をしているというのが現状です。

委員長

I 委員から何か御意見等ございますか。

I 委員

裁判所の書記官の育成というテーマからはちょっと外れるかもしれませんが、ほかの裁判所職員に求められる役割や求められる人材像というのがありますから、これは考えていいことだと思うので、その点に関して意見を申し述べたいと思うのですが、裁判所職員は我々弁護士が接する限り、特に個人的には特に何の問題も感じてませんし、日頃の事務処理上で非常にむしろ助けられることも多いです、我々からすれば特段問題は感じないです。

裁判所に訪れる市民の方に何か手続的なことについて窓口対応をする際には恐らく親切に対応されてるんじゃないかなと思うんですが、裁判所職員に求められる役割というのが裁判所に来る人、裁判所をよく利用する人のそういったリクエストやニーズに対応するだけでいいのかということを考えてまして、よくいろんなシンポジウムをやると、市民にとってやっぱり裁判所というのはとてもなじみが薄い。弁護士にも同じことが言えるんですが、弁護士は敷居が高い。裁判所は何をやっているのか分からない、何をやってるところかというのが行って何をどうすればいいのかが分からないと。中の職員がどういう人なのかも分からないということで、何か紛争や問題を抱えててもすぐ裁判所での解決ということを思い付かない。紛争がそのまま眠ってしまう、眠ってしまうというか解決できないままになってしまうとか変

な解決になってしまうとか、そういう人が非常に多いと思うんです。

裁判所を利用する人の数倍ぐらいいるんじゃないかと思うんですけども、今後の裁判所、ないし裁判所職員の役割として単に裁判所に来る人だけに対する対応だけじゃなくて、高校や大学や企業や商工団体など、むしろ外部へ出ていくことが必要なんじゃないかと。この事件手続説明能力というのを養成する研修もあるぐらい裁判所の職員というのは裁判官の身分ですね。裁判所の手続について説明する能力は分かりやすく説明する能力は僕はたけてるんじゃないかなと思うので、特に裁判所職員が積極的に外部に出て行ってセミナーなり裁判所とはどういうところだとか、簡単に訴状はこういうふうを書けばいいんですよとか、そういったことを説明することをもっとすべきじゃないかなというふうに思います。それについて裁判所としてどう考えるかをお聞きしたいと思います。

事務局長

今の御意見に対して私の立場で適切に答えられるかどうかということはあるんですけど、個人的な立場で感じていることを申しますと裁判所の役割を広く一般の市民の方にもっと知っていただく必要があるということについては、同様の問題意識は実は私どもも持っております。

その方法として現に裁判所が活用できる「人」とかあるいは「予算」とかいうものを前提にしたときに現実的にどんな方法が効果的かというのは考えてきておりますし、考えないといけないと思いますが、その中の一つとしてはもっと出前で行くべしという御意見も貴重な御意見ということで参考にさせてもらいたいと思います。

実はこれは裁判所を理解してもらおうというよりも法教育に近いのかもしれませんがけれども、小学生でありましたり中学生でありましたり、いわゆる学校の義務教育の一環の中で裁判所見学というのがごくたまにあります。そういったときには当然先生と一緒に引率者でいらっしゃいますけれども、法廷の傍聴や裁判手続の説明をしてるところでございまして、それが今は学校側のニーズがあるときに応じてると

というのが現状ですけれども、それを更に一步進められるかどうかという意味での御提言ということで御意見としてしっかり受け止めさせていただきたいと思います。

委員長

大学もやっている効果を見て、高校、小学校、中学校にいわゆる出前講義みたいな形で裁判所の説明を職員の方が行くという方向性ということになるのでしょうか。

事務局長

できるかどうかも含めて考えていきたいということでございます。

委員長

J委員から検察官の立場から何か書記官について御意見等がございますか。

J委員

裁判所書記官の話を知って、うちも検察事務官を多数抱えて、そこに引き比べてどうかというふうにもいろいろ考えておりましたが、うちに引き直したときの感想ということになってしまいますが、簡単に言えばどこも同じ問題を抱えているなというところで、やはり管理職手前の中堅どころにどれだけモチベーションを保って職務を全うさせるかというのをうちも考えておりましたが、うちがやっていることを参考になるか分かりませんが、同じ部門の中に何人か職員がいますので、そのときに中堅どころをその中のリーダーにしていろいろ悩みがある若手から相談を受ける担当者ということで指定をしまして、それで日々の悩みや精神的な問題等を相談を受けさせるというようなことをやっております。

あと、女性職員の登用については、これは何かというのはもう決まっていますけれども、特に裁判所よりうちのほうが深刻だなという感想です。正直に言いますと40代、50代の検察事務官は女性が数名しかおりません。30代がやっと30パー

セント弱ぐらい、20代になると半数近くはいるんですけど、あと数年たたないと幹部に登用はなかなかできないというような物理的にそういう状況になってますので、そこの中で登用していくにはどうしたらいいかということで今裁判所でも問題になってるということで、なかなか難しい問題だなというところでございます。

先ほどC委員のほうからいろいろアドバイスを頂きましたので、私のほうでも考えてみようかなと。

委員長

同じチームの一員ということで裁判官の立場から少し書記官について御意見を頂きたいと思います。

K委員

全く妻がいないとやっていけないという状態でございますので、訴状を出す段階からそれを受け取ってちゃんと印紙が貼られてるかとか、書くべきことが書いてあるかとか、そういうものを裁判官が一つ一つ見るというのはもはや不可能でございますので、そこはもう書記官にお願いして全部やってもらうんですね。それで、問題があることについては報告してくださいよ、必要なら指示を出していくと。裁判の第1回期日というのも相談して決めると。

国民の皆様は訴状を持って行ったらいつ期日が入るんだろうとか、裁判官は次の日には訴状を見てるのかとかいろいろ疑問を持たれると思うんですね。でも、1通しかなければすぐ見れるんですけどいっぱい来ますもので、やっぱり何日か必要になります。それで、いろいろと切手がないとか、何が足りないとか、貼ったりして、それでそれが結局相手に送られるのには少し手がかかるということでようやく第1回期日だということで行ってみたら壇上に裁判官がいて、その下に書記官がいてというようなことで、ああ、そうだったということで分かるだろうと思います。

そうすると、上の裁判官のほうからいろいろ指示があったりして、ただ、直ちに

それに対していろいろ直接は言えないし、じゃあ期日が終わってから下にいる書記官のほうに言って、裁判官、あれは何を言ってたんですかねとか、窓口に行って次に私は何をすればいいんですかねと、裁判官の指示は何か言われたけど難しいことで分からなかったんですと、だから教えてください、そういうふうに国民の皆さんに説明をするのも書記官なんですね。やっぱり身近な立場になってもらう人がいなきゃ困るんですが、裁判所ではそれが裁判所書記官であり少なくとも重要な、それはもう昔から重要な役割だったですね。それは組織がいろいろ抱える問題もいろいろありまして、皆さんの会社なりの組織と似てるところも多いんだと思いますが、我々の組織も大きなところでいろいろ考えなきゃいけない時期に来てるということなので、今日は皆さんのところにも同じ問題があるということを知らせていただいたので、私も伺ってよかったなというふうに感想を持ちました。

委員長

ほかに何か御意見、御質問等ございますか。御意向でもよろしいんですけども。今日の委員会の説明で書記官のイメージが具体的に皆さん少し持てるようになったのかなということです。それでは、本日の意見交換につきましてはこれで終了ということにさせていただきます。

(別紙第3)

《次回のテーマについて》

委員長

それでは、引き続きになりますが、次回のテーマについて少しお諮りしたいと思います。お配りしていただいております資料に見ますと、あらかじめ皆さんから御提案のあったテーマをまとめていただいております。①裁判所の広報について、②簡易裁判所の民事事件の手續について、③裁判員裁判について、④地裁委員会の運営の在り方について、四つのテーマを挙げていただいております。いずれのテーマにつきましても地裁委員会のテーマとして非常にふさわしく取り上げるべきテーマだと考えます。何か皆様の中でこのテーマに限らなくていいんですけども、次回のテーマについて御意見等はございますでしょうか。

I 委員

簡易裁判所の民事事件の手續については、もう簡易裁判所の手續について民事調停制度を中心としたものですが、第20回と21回にされてます。あと、民事裁判手續については第27回、民事窓口の受付対応についても第28回というふうに最近よく議論されてると思います。それから、裁判員裁判についてもこれも同じように事前にされたテーマ、これまでの一覧を見るともう何回も議論されてることでありますので、私は4番目の地裁委員会の運営の在り方を提案させていただいてるんですが、①番か④番がいいんじゃないかなと。④番についてこれは前回も提案の趣旨は申し上げたんですが、地裁委員会というのは非常に国民の意見を、市民の意見を裁判所に反映させるという目的でつくられている会であって、それが今の議事運営とかいろんな方法やいろんなことにおいて、その理念が達成されてるかどうかというのを一度立ち止まって検証する機会があってもいいんじゃないかと。

それについてよく検討することが、今後の皆さん委員のモチベーションや活発な議論にもつながるんじゃないかなというふうに思いますし、広く市民に知ってもら

うには地裁委員会の存在を知ってもらうにはどうしたらいいかというのをやはり議論する必要があると思いますので、私は④番を押しますが、①番か④番がいいんじゃないかなと思います。

委員長

ほかに何か御意見はございますでしょうか。①番のテーマにつきましては2名の委員の方から御提案いただいているところでして、④の今のI委員の前回と引き続き御提案いただいた点も非常に重要なところかと思えます。たしかに地裁委員会が行われてること自体ほとんどの市民の方は知らないということになります。④、①、いずれも重要なテーマだと思いますが、広報の内容に地裁委員会の運営も少し含めながらということもあろうかと思えますし、先ほど出たところでI委員のほうから御意見を頂いたところで、裁判所自体について敷居が高いとか裁判所に来ないと。その一番重要なところはやっぱり裁判所を知らないということがあると思えますので、広報というテーマで④もどこのテーマと含められるかは別としまして、裁判所が行う、裁判所自体の広報というテーマで設定したらいかがかと思えますけど、何か裁判所のL委員のほうから何か御意見はございますでしょうか。

L委員

これについては事前に御提案の2人の委員の方以外にもこれはいいテーマだという反応を示された方が多かったので、恐らく多数の方は①がいいという感触なのかなというふうに私どもは事前のお話からは判断しておりますが、いかがでしょうか。

委員長

具体的な広報の内容につきましては、また少し詰めていただくということにいたしまして、大きなテーマとしましては裁判所の広報ということで具体的な内容については少し詰めていただくということでI委員、よろしいでしょうか。

I 委員

裁判所の広報，それが私が申し上げた意見にも関係することでもありますし，前からよくこれはじっくり議論しないといけないと思っていたテーマでもありますので異存はありません。

ただ，裁判所の広報の中の一つとして地裁委員会の広報を取り上げるには，それはちょっと地裁委員会の問題が小さくなってしまふかなと思うんで，これはこれで地裁委員会の④番のテーマについてはいずれ近いうちに独立のテーマとして議論していただきたいなというのが希望です。

委員長

それでは，次回は裁判所の広報というところでテーマを設定して皆さんの御意見を頂けたらと思います。